

函館市国民保護計画 変更の概要

変更の理由

国民保護計画は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」いわゆる国民保護法に基づき、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための、国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置が規定されており、函館市は平成19年3月に策定している。

その後、平成26年5月9日付で国の基本指針変更、それに基づく平成26年11月14日付で北海道の計画変更などを踏まえ、函館市国民保護計画の変更を行うものである。

主な変更内容

変更理由	変更内容	ページ数
国の基本指針の変更	○国との通信体制として緊急情報ネットワークシステム(Em-net:イムネット)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の活用を追加	P.19
	○武力攻撃事態等合同対策協議会の開催に関する規定新設のため、当協議会との連携を追加	P.39
	○大規模集客施設等における施設滞在者等の避難に関する規定の追加	P.50
	○安否情報システムの利用に関する規定の新設	P.61
	○安否情報システムの利用に伴う北海道への報告方法の変更	P.62
	○核攻撃等の場合における避難住民等のスクリーニングおよび除染等の必要な措置などについて追加	P.72
北海道国民保護計画の変更	○文言の訂正（死体→遺体、非常通信協議会→北海道地方非常通信協議会）	P.12（ほか）
	○「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」を国民保護にも適用できるよう再締結したことによる変更	P.16
	○北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴う文言の訂正（渡島支庁→渡島総合振興局）	P.30
組織機構改革に伴う名称の変更、統計の修正、文言の整理など軽微な変更	○組織機構改革に伴う部局名称の訂正	P.12（ほか）
	○郵政民営化法等の施行に伴う国民保護法の一部改正に伴う訂正（日本郵政公社→郵便事業を営む者）	P.5
	○図や統計値の訂正およびそれに伴う文言の訂正	P.6（ほか）
	○安否情報の報告方法並びに「武力攻撃事態等における安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令」の一部改正に伴う文言の追加（郵便番号を含む）	P.21（ほか）
	○災害対策基本法の改正に伴う文言の訂正（災害時要援護者→要配慮者）	P.24（ほか）
	○所管省庁の変更（文部科学省・経済産業省→原子力規制委員会）	P.26
	○函館市地域防災計画の改訂に伴う文言訂正（代替施設の変更 東消防署庁舎→総合保健センター）	P.33
	○援護事務の移管に伴う変更（厚生労働大臣→内閣総理大臣）	P.55
○学校教育法の一部改正に伴う国民保護法の一部改正に伴う訂正（特殊教育諸学校→特別支援学校）	P.59	

